

理事長 殿
道歴保証人 殿
区都市理事長 殿

平成29年 9月20日
審判部会発第29 - 号

(一社) 東京都空手道連盟
専務理事 坂梨 孝美
審判部会長 平野 拓通 (公印略)

平成29年度公認地区 組手 審判員講習会 (認定試験・更新) の実施について

1. 日 時 平成29年11月11日 (土) 午前9時30分 受付
午前10時00分～午後5時00分
2. 会 場 日本空手道会館
〒135-0057 東京都江東区辰巳 1-1-20. TEL:055-243-3115
※交通案内：東京メトロ有楽町線「辰巳駅」下車1番出口より徒歩5分
3. 対 象 者 (1) 新規・更新とも、(公財) 全日本空手道連盟の会員登録済の者とする。
- (2) 新規受講者は、次の基準を満たし、各都県連盟の推薦する者とする。
- ①公認段位 3段以上
 - ②空手道歴 8年以上 (満15歳より数える)
 - ③審判歴 都道府県審判員資格取得後2年以上
 - ④年 齢 27才以上 (審査会開催日当時現在)
 - ⑤日体協公認 空手道指導員以上の資格を取得していること。
- (3) 当該更新 (地区・全国を有する者) の対象者は、次のとおりとする。
- ①現在の有効期限が、2018年3月31日の者
 - ②現在の有効期限が、2019年3月31日の者
- *注：上記①に該当する者は、本年度内に更新しないと平成30年4月1日以降は降格 (猶予期間なし) になるので、今回必ず受講すること。

4. 受 講 料 **新 規 20,000円** (合格者は後日、規定の登録料15,000円を全空連に納付)
地区更新 25,000円
(受講料16,500円、更新料8,000円、新規会員証発行手数料500円を含む)
全国更新 35,500円
(受講料25,000円、更新料10,000円、新規会員証発行手数料500円を含む)

記

- 送付方法
- ・別紙申込書に全空連会員証のコピー等を貼付して (新規者は、長3形の返信用封筒<82円切手貼付>も添えて) 申し込んで下さい。
 - ・申込書の申請者団体名は記入しないで下さい。

■送付先 〒156-0057 東京都 世田谷区 上北沢 4-7-3
平野 拓通 宛
Tel 自宅 03-3302-4833 携帯 090-4841-3461
eメール taku_karatedo_hour@yahoo.co.jp

■受講料振込先 三菱東京UFJ銀行 新丸の内支店 (店番：422)
普通預金 口座番号：3395539

口座名：

一般社団法人東京都空手道連盟 審判部会 会計 大貫 光伸
<イッパ°ンヤダ°ンホウジ°ントウキョウトカラテ°ウレンメイ シンパ°ソフ°カイ カイケイ 材キ ミツフ°>

※ 必ず振込用紙のコピーを申込書に添付して下さい(貼り付けないで下さい)。

■申請期限 **平成29年10月16日(月)必着** (都空連としてまとめて申請するため、締め切り後は受け付けません)

公益財団法人全日本空手道連盟 審判資格（形・組手）有効期限に関する案内
 平成29年度（2017年）に資格更新をする者（全国・地区）

	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年	
	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1
現在の有効期限			(29年度)		(30年度)		(31年度)		(32年度)		(33年度)	
① 2017年3月31日以前の者 (未更新者降格)	→		(都道府県・地区協で、審判員講習を1回以上受講してから再受審)									
② 2018年3月31日の者 (期限内に更新)			0年	1年	2年	3年	→		新有効期限 (2021. 3. 31)			
③ 2019年3月31日以降の者 (期限内に更新)			0年	0年	1年	2年	3年	→		新有効期限 (2022. 3. 31)		

- (注) 1. ②の者は平成29年度内に更新しないと、平成30年4月1日以降は降格になる。
 2. 平成29年度新規合格者は②に該当する。(資格取得年を0年とする。)
 3. 2020年3月31日が有効期限の者が平成29年度内に更新した場合、資格有効期間は2年間の資格延長となり、新有効期限は2022年3月31日となる。